

平成25年度応急仮設住宅（プレハブ）入居者健康調査実施要領

1 調査の目的

応急仮設住宅での生活が長期化するに伴って、様々な健康問題の発生が懸念されることから、入居者の健康状況を把握し、要フォロー者を必要な健康支援事業に結びつけるとともに、施策展開の基礎資料とする。

2 調査主体 宮城県及び調査の実施を希望するプレハブ仮設住宅管理市町 (役割分担)

県：調査の企画，調査票の作成，調査結果の入力・分析，市町による要確認者の確認及びフォローの支援

市町：調査票の配布回収，要確認者の確認及びフォロー

3 調査時期 平成25年9月から10月

4 対象者 調査の実施を希望する市町が管理するプレハブ仮設住宅の入居者

5 調査方法 市町支援員等の戸別訪問による配布・回収

*不在等で回収できなかった世帯には、返信用封筒を併せて投函し、郵送により回収する。

6 調査項目

(1) 個人属性（氏名，性別，生年月日，世帯主・続柄，職業）

(2) 健康状況

- ①身体的状況（健診の受診状況，体調，疾病の状況，治療の状況）
- ②心理的状況（K6，睡眠・心の動揺・飲酒・食欲・体重変化の状況，相談相手の有無）
- ③身体活動・社会性の状況（体を動かす機会の変化，行事への参加の有無）
- ④福祉制度の利用状況（要介護認定・障害者手帳の有無，サービス利用の有無）

7 要確認者の基準の設定

市町において要確認者を抽出するに当たっての基準及び優先順位は、次の項目を目安として市町が定めるものとする。

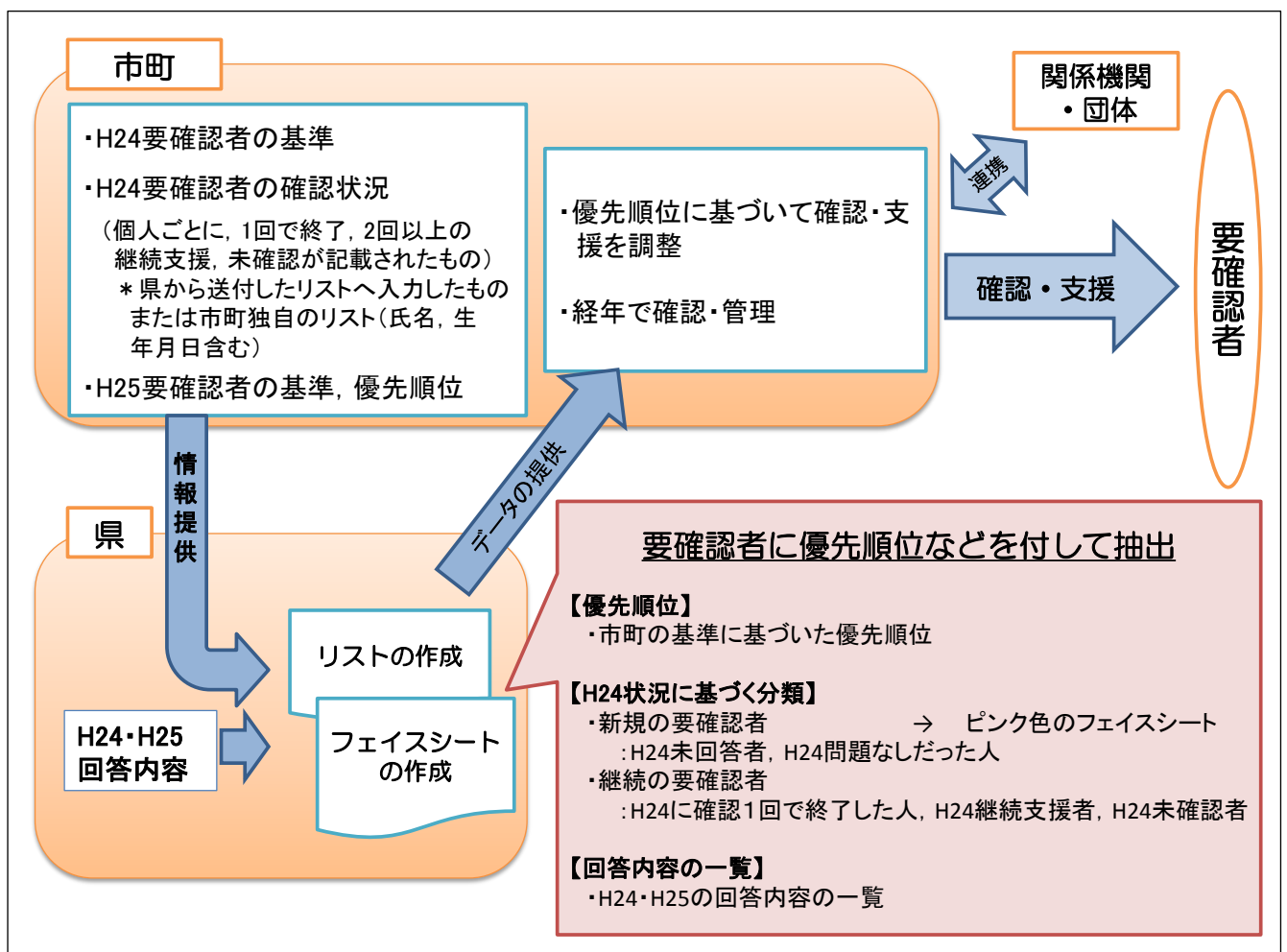
- ①K6：13点以上
- ②朝昼から飲酒
- ③治療中断
- ④独居高齢者

8 県による調査結果の取りまとめと市町へのデータ提供

(1) 市町は、調査実施前に次の情報を県に提供するものとする。

- ①平成24年度調査における要確認者の基準
- ②平成24年度調査における要確認者の確認状況
- ③平成25年度調査における要確認者の基準及び優先順位

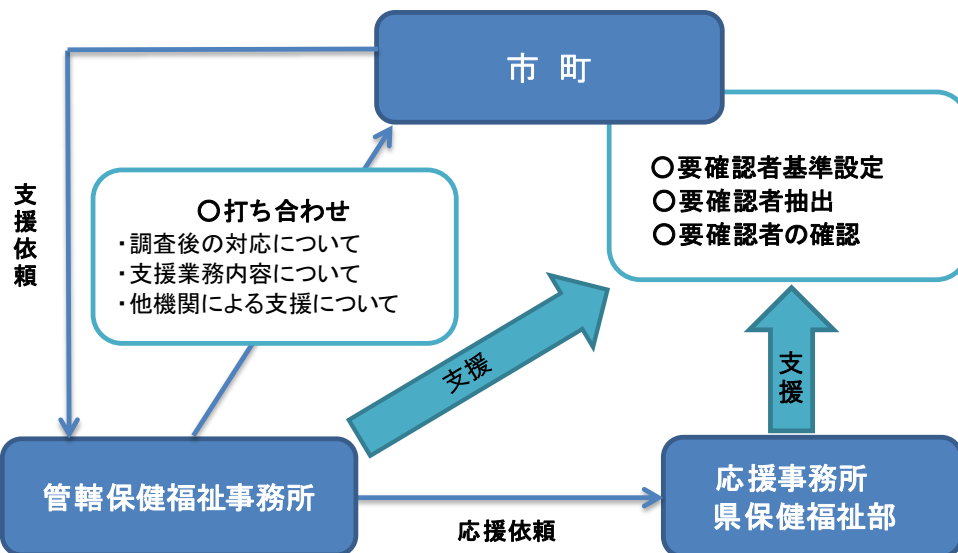
(2) 県は、すべての回答者の回答内容を電子データ化（エクセルファイル）して市町に提供する。また、(1)の情報並びに平成24年度及び平成25年度の調査結果を基に、優先順位、平成24年度の回答・支援状況及び平成25年度の回答状況を付した要確認者一覧及びフェイスシートを作成し、市町に提供する。



9 県保健福祉事務所による要確認者の確認及び確認終了後の支援

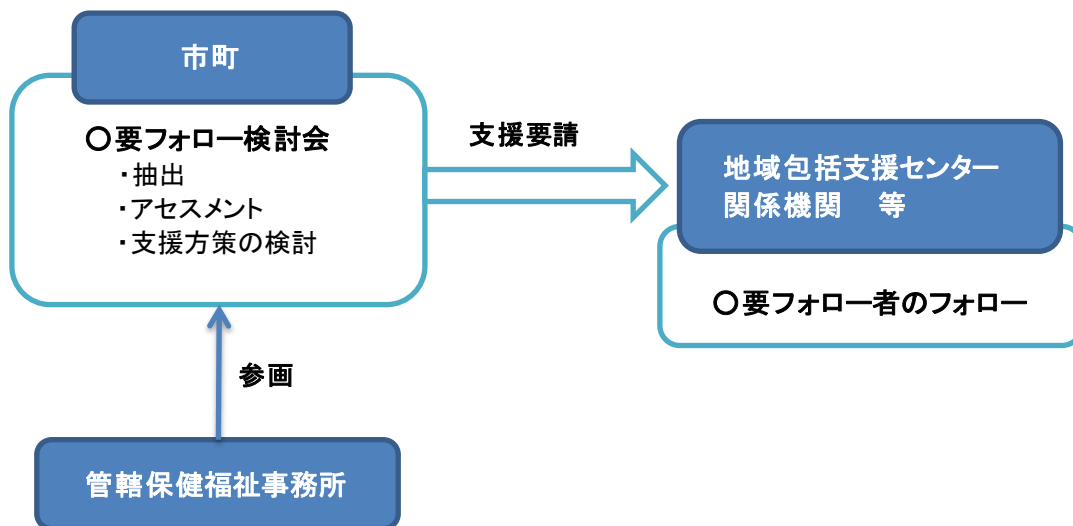
(1) 要確認者の抽出・確認に係る支援

市町の要請に応じて、管轄保健福祉事務所又は応援保健福祉事務所の保健師等が要確認者基準の設定、要確認者の抽出及び確認を支援する。



(2) 確認作業終了後の支援

市町の要請に応じて、要フォロー者の検討会に参画し、技術的に支援する。



10 確認状況等の報告

市町は、要確認者の確認状況等を県に報告するものとする。

(1) 報告内容

- ① 要確認者の数
- ②-1 確認の結果、フォローを必要とする者の数
(2回以上の連絡・支援が必要と判断した者の数)
- ②-2 確認の結果、フォローを必要としない者の数
(1回の確認で問題なしと判断し、終了となった者の数)
- ②-3 未確認者の数

(2) 報告時期(予定) 平成26年2月末現在の状況を3月上旬に報告